

見落としがちな グループ会社総会実務の チェックポイント

司法書士法人鈴木事務所
司法書士 鈴木龍介
司法書士 熱田久人

1 はじめに

企業活動において法令遵守が重視される今日、上場会社の定時株主総会は、顧問弁護士や監査法人、証券代行会社等のサポートによって適法、適正な手続の確保が図られている。一方、上場会社の子会社・関連会社といったグループ会社の定時株主総会については、上場会社ほどには取扱いが徹底されておらず、法務手続上の遺漏や停滞が散見される。

そこで、本稿では親会社である上場会社においてグループ会社を管理する担当者、あるいはグループ会社自身の手続担当者を対象に、定時株主総会について失敗のない実務という観点から、そのポイントを具体的かつ実践的に解説する。

なお、本稿におけるグループ会社とは、上場会社の100%子会社または合併事業等のために設立された特定少数の株主による非公開会社を念頭に置くものである。

2 グループ会社の定時株主総会の特徴

グループ会社における株主は、常に流動する不特定多数の株主が存在する上場会社と異

なり、株主が1名または特定の少数であり、株主が流動するケースは通常想定されていない。このことから、グループ会社の定時株主総会は、以下のような特徴を持つ。

(1) 形式的な決議

所有と経営の分離という株式会社の性質とは別に、グループ会社において決定すべき重要な事項は、グループ会社の内部で独自に決定されるというよりも、実質的には親会社における稟議や合併会社間の協議等によって決定されるのが一般的である。

一方で、それらの決定事項が株主総会で決議すべき事項として会社法が規定している場合には、実質的な意思決定とは別に、グループ会社の株主総会での承認が必要であることはいうまでもない。

例えば、役員の人事については、グループ会社において独自に候補者を決定して株主総会に付議するわけではなく、親会社等の人事決定に基づくものである。つまり、グループ会社における定時株主総会での決議は、あえて誤解を恐れずに述べると、形式的な色彩が強いといえる。

(2) 簡便な手続

そもそも会社法における株主総会に関する

規定は、株主の適切な議決権行使の確保という株主の権利保護を目的としたものである。したがって、実質的な決定がなされた後の形式的な決議ともいえるグループ会社の株主総会では、親会社である上場会社とは一線を画して合理的で簡便な手続を採ることを検討すべきである。

例えば、グループ会社の場合、株主が固定されていることから、その招集期間（会社法299条1項）を短縮したり、場合によっては招集手続そのものを省略（会社法300条）したりすることについて同意を得ることも容易であろう。また、上場会社と異なり、書面または電子投票制度を採用する必要はない（会社法298条2項）。さらには、株主総会の議場における質疑応答を通して株主が賛否を判断する必要もないことから、決議省略の方法（会社法319条）により、実際の株主総会を開催しないことも可能である。

(3) 法令の遵守

一方で、グループ会社における手続が形式的・簡易的であるとはいえ、会社法等をはじめとする法令を遵守しなければならない。特に100%子会社の場合、親会社である上場会社と同視される傾向にあることから、担当者としては相当の注意を払う必要がある。親会社である上場会社の社長が、定時株主総会の場で、声高にコンプライアンスを宣言したところに、株主から100%子会社についての法令違反を指摘されるといったようなことがあってはならない。

3 定時株主総会事務のチェックポイント

グループ会社における定時株主総会事務の具体的なポイントについて解説する。

(1) スケジューリング

グループ会社の定時株主総会は、親会社の定時株主総会より前に終了する日程が一般的である。したがって、親会社の定時株主総会開催日を確認したうえで、いつまでにグループ会社の定時株主総会を完了させるかにより日程を決定する必要がある。

株主総会の日が確定したら、総会の日を基準として、その前後に必要な手続を会社法令や事務作業を考慮して日程表に落とし込むことになる。

(2) 定款等の確認

① 定 款

定款は、会社の根本規律であり、法令と同様に定款に関しても違反があってはならない。担当者としては、必ず定款をチェックしなければならないが、特に以下の事項について注意すべきである。

- (i) 株主総会の決議事項
- (ii) 株主総会の定足数と決議要件
- (iii) 株主総会議事録の作成方法
- (iv) 役員の員数
- (v) 役員の任期（含む補欠・増員規定）

② 株主間協定

合併事業会社の場合、株主間協定が締結されているケースが少なくない。株主間協定は、株主間のパワーバランスの維持とアライアンスの強化を目的として、法令以外のルールが定められているのが一般的である。株主間協定の規定に反する決議等は問題を引き起こしかねないことから、担当者としては、株主間協定書の内容も確認する必要がある。

③ 過去の議事録

過去の株主総会議事録は、担当者にとって貴重な先例となり、それをチェックしておく

ことは有用である。一方、現行の役員の任期の定め方は、選任時が起算点になっていることから（会社法332条1項、336条等）、登記事項証明書⁽¹⁾からだけでは正確な任期を見極めることができない場合がある。その場合には、過去の議事録で選任の日を確認する必要がある。また補欠として選任された役員の任期（会社法336条3項）についても過去の議事録で確認する必要がある。

(3) 決議事項

定時株主総会における必須の目的事項は、事業報告（会社法438条3項）と計算書類の承認等（会社法438条2項、ただし439条）である。

役員の選任決議については、任期計算のミス等から遺漏することがないようにしなければならない。

(4) 決議等の方法

株主総会を実際に開催するのか、あるいは開催せずに決議・報告の省略（会社法319条・320条）によるのかで、各種の手續や日程も変わってくることから、その方針は早期に決定しなければならない。

具体的に株主総会を開催する場合には、当日の出席メンバーのスケジュールや、委任状の手配に配慮しなければならない。特に100%子会社について、株主総会の決議・報告の省略の方法によることでスムーズかつ合理的な総会決議・報告が可能となり、最近の実務でも多く活用されている。

この株主総会の決議・報告の省略手續は、具体的には、株主または取締役が議決権を行使できる株主全員に決議・報告事項についての提案を行い、当該株主の全員から同意書を回収することによって株主総会決議があったものとみなされる。そのため、株主が複数の

場合には同意書の回収を確実に行うことが重要である。

(5) 招集手續

株主総会の招集通知は株主の同意があれば省略することは可能であり（会社法300条）、また非取締役会設置会社であれば必ずしも書面である必要はない（会社法299条2項参照）。ただし、上場会社のグループ会社における招集手續としては、法令上許容される範囲での簡易な招集通知書や招集手續省略の同意書といった書面を残すことが、コンプライアンスの観点からも望ましいといえよう。

(6) 議事録の作成

株主総会後は、法令の規定に基づき議事録を作成しなければならない（会社法318条1項、会社法施行規則72条）。これは、決議・報告の省略であった場合も同様である（会社法施行規則72条4項）。

ここで問題になるのは、株主総会議事録への記名押印であるが、会社法では必ずしも株主総会議事録への記名押印は求められていない（旧商法244条3項参照）。ただし、定款に旧商法の規定と同様に「議長及び出席取締役の記名押印」の定めがあれば、記名押印をしなければならない。

一方、定款の定めがない場合、法令上は記名押印義務がないからといって、記名押印をまったく排除してしまうことは原本性の確保や偽造・変造の防止という観点からも問題がある。そこで議事録作成にかかる職務を行った取締役が記名押印することは一考であろう。

また、株主総会議事録作成の時期については、法令の規定はないが、議事録の備置（会社法318条2項）や登記申請の登記期間の観点からも速やかに作成しなければならない。

⁽¹⁾ 登記事項としては、就任年月日のみが記載され、選任年月日（株主総会の選任決議日）は記載されない。

【記載例】 定時株主総会の決議・報告省略に関するご提案書

平成○年6月10日

株主 株式会社ABCホールディングス 御中

東京都千代田区麹町○番地△号

株式会社ABC商事

代表取締役 甲野一郎

第○期定時株主総会に関するご報告およびご提案

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、会社法第320条の規定に基づき、当社第○期定時株主総会に報告すべき事項に関しまして下記のとおりご通知いたします。下記事項を株主総会に報告することを要しないことにつき当会社唯一の株主である貴社のご同意をいただきますと、株主総会を開催せずに株主総会に報告されたものとみなされることとなります。

また、会社法第319条第1項の規定に基づき、同株主総会の決議事項に関しまして下記のとおりご提案いたします。本提案に対して当会社唯一の株主である貴社のご同意をいただきますと、株主総会を開催せずに本提案を可決する旨の株主総会決議があったものとみなされることとなります。

つきましては、下記提案についてご検討いただき、別添の同意書にご記入ご捺印のうえ、6月15日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

(報告事項) 第○期 (平成○年4月1日から平成○年3月31日まで) 事業報告の件

(決議事項)

第1号議案 第○期 (平成○年4月1日から平成○年3月31日まで) 計算書類承認の件

第2号議案 取締役3名選任の件

なお、事業報告および各議案の概要は、別紙参考書類に記載のとおりです。

以上

(7) 登記

① 事前の確認

定時株主総会事務にあたり、過年度の決議等が反映されているか、今年度の決議事項が何かということ把握するためにも、最新の登記を確認すべきである。方法としては、インターネット上の登記情報提供サービス⁽²⁾の利用をお奨めする。

② 登記すべき事項

株式会社が登記すべき事項については、会社法911条3項に列挙されており、決議事項がこれらに該当するかをチェックする。

③ 登記期間

登記事項に変更が生じた場合、原則として変更が生じた日から2週間以内に登記申請をしなければならない(会社法915条1項)。

登記期間を経過してしまうことも、法令違反ということになるので、登記期間を考慮したスケジュールを策定する必要がある。

④ 登記添付書面

登記申請には、商業登記法・商業登記規則の規定により、申請内容に応じた一定の書面の添付が求められるが、その中には役員個人の印鑑登録証明書(商業登記規則61条4項)や会計監査人の資格証明書(商業登記法54条2項)といったように、社内で準備できないものもあることから、あらかじめ手配しておかなければならない。

(8) 決算公告

有価証券報告書を提出していない株式会社においては、決算公告を行う義務がある(会社法440条)。これまで決算公告を怠っていた

会社は、グループ会社のみならず少なくないが、コンプライアンスの観点からも行う必要がある。具体的には、会社が定款で定めている公告方法(会社法939条1項)により開示することになるが、グループ会社の場合、官報⁽³⁾による場合が多いようである。官報等の紙面で決算公告を行う場合には、貸借対照表等の全文ではなく、その要旨を掲載すれば足りる(会社法440条2項、会社計算規則137条から146条)。

大会社(会社法2条6号)以外は、貸借対照表のみ開示すれば足りるが、その場合であっても当期純利益を掲載する必要がある(会社計算規則142条)。

4 まとめ

グループ会社における定時株主総会の手続は、法令の遵守という原則を前提としたうえで、形式的な手続という色合いが強いことから、簡便な手続を選択することが可能である。ただし、各社それぞれの考え方や文化があり、また株主間の力関係などもあることから、それらを考慮したうえで、なお手続の合理化を図っていくことが重要である。

鈴木龍介(すずき りゅうすけ)

司法書士・行政書士。司法書士法人鈴木事務所 代表社員。日本司法書士会連合会企業法務推進対策部委員。リスコムンスター株式会社(大証ジャスダック上場)社外監査役。司法書士法人鈴木事務所ホームページ:
<http://www.suzukijimusho.com/>

熱田久人(あつた ひさと)

司法書士。司法書士法人鈴木事務所 アソシエイト。企業法務を中心に手がける。

⁽²⁾ <http://www1.touki.or.jp/gateway.html>

⁽³⁾ <http://kanpou.npb.go.jp/>

【記載例】 決議・報告省略に関する定時株主総会議事録

第〇期定時株主総会議事録

株主総会への報告および株主総会の決議があったものとみなされた日	平成〇年6月15日
株主総会決議があったものとみなされた事項の提案者	代表取締役 甲野一郎
議事録の作成にかかる職務を行った取締役	代表取締役 甲野一郎
議決権を有する総株主の数	1名
総株主の議決権の数	1,000個

1. 株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容

第〇期（平成〇年4月1日から平成〇年3月31日まで）事業報告の件

報告事項の内容は別紙参考書類記載のとおり

平成〇年6月10日、代表取締役 甲野一郎が上記の報告事項について当会社唯一の株主に対して通知したうえ、平成〇年6月15日に当該事項を株主総会に報告しないことについて同意する旨の書面を株主から受領したので、会社法第320条の規定に基づき株主総会への報告があったものとみなされた。

2. 株主総会決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 第〇期（平成〇年4月1日から平成〇年3月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 取締役3名選任の件

各議案の内容は別紙参考書類記載のとおり

平成〇年6月10日、代表取締役 甲野一郎が上記の決議事項について当会社唯一の株主に対して提案したうえ、平成〇年6月15日当該提案について同意する旨の書面を株主から受領したので、会社法第319条第1項の規定に基づき当該提案を可決する旨の株主総会決議があったものとみなされた。

以上のとおり、株主総会への報告および株主総会の決議があったとみなされた事項を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

平成〇年6月15日

株式会社ABC商事 第〇期定時株主総会

代表取締役 甲野一郎 ㊞